

## 金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）の概要

### I 金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正

#### 1. 信用格付業者に対する規制の導入

- (1) 信用格付業者が整備しなければならない業務管理体制が満たすべき要件として、以下を規定する（第 306 条）。
- ① 信用格付の付与の過程に関与する者が、連続して、同一の格付関係者が利害を有する事項を対象とした信用格付の付与に関与する場合、以下のいずれかの措置が講じられていること
    - ・主任格付アナリストが五年間継続して関与した場合、その後二年間当該事項を対象とする信用格付の付与の過程に関与しないための措置
    - ・最終的な意思決定を合議体で行う場合、当該合議体の三分の一以上の構成員について当該事項を対象とする信用格付の付与の過程に関与しないための措置
  - ② 業務の適正性を確保するための体制整備
  - ③ 法令等遵守を確保するための措置
  - ④ 信用格付の付与に係る過程の品質管理の方針の策定及びその実施に関する措置
  - ⑤ 利益相反を防止するための措置
  - ⑥ 信用格付の付与の過程に関与する者が、手数料交渉に参加することを防止するための措置
  - ⑦ 情報の管理及び秘密の保持を適切に行うための措置
  - ⑧ 苦情処理のための措置
  - ⑨ 格付方針等に従い、信用格付業の業務を遂行するための措置
  - ⑩ 監督委員会の設置に関する措置 等
- (2) 信用格付業者に対する禁止行為として、以下を規定する（第 312 条）。
- ① 信用評価を行う前に、あらかじめ、定められた信用格付を提供すること又は閲覧に供することを格付関係者との間で約束する行為
  - ② 格付担当者が、格付関係者から金銭又は物品の交付を受け、その交付を要求し、又はその交付の申込みを承諾する行為 等
- (3) 格付方針等に係る規定として、以下を定めることとする（第 313 条）。
- ① 信用格付の付与に係る方針及び方法（「格付付与方針等」）が満たすべき要件として、以下を規定する。
    - ・厳格かつ体系的なものであること
    - ・収集した格付対象者に係る全ての情報資料を総合して判断するものであること
    - ・格付対象となる事項の区分及びその細目に応じて、①評価の前提及び評価の結

果を示す等級を定める基準・当該基準を採用する理由、②格付付与方針等の概要

- ・信用格付の提供又は閲覧に供する行為を行う前に、主要な情報に関し、格付関係者が事実誤認の有無について確認することが可能となるための方針及び方法
- ・格付関係者の依頼によらず信用格付の付与を行う場合の方針及び方法

② 信用格付の提供又は閲覧に供する行為に係る方針及び方法（「格付提供方針等」）が満たすべき要件として、以下を規定する。

- ・信用格付の提供又は閲覧に供する行為が、遅滞なく、かつ、広く一般に対して行われること
- ・信用格付を提供又は閲覧に供する場合に公表すべき事項
- ・撤回に関する情報提供が遅滞なく行われること
- ・信用評価の結果の妥当性について、金融庁長官その他の行政機関により保証されたと誤解されるおそれがある表示を行わないこと

(4) 信用格付業者の説明書類に記載する業務の状況に関する事項として、①信用格付業者の概況及び組織に関する事項、②売上高、金融商品又は法人の信用状態の変化に関する統計その他の情報、格付の履歴に関する情報（付与した日から一年以上経過したものに限る。）、関連業務及びその他業務の状況、格付アナリストの総数、一般的な手数料体系等を含む業務の状況、③業務管理体制の整備の状況、④格付方針等の概要、⑤信用格付業者の関係法人及び子法人の状況等を規定する（第 318 条）。

(5) 信用格付業者に対する監督規定等の整備

金融庁長官は、業務改善命令、業務停止命令、登録取消、報告の徴取及び検査の権限を行使する場合には、個別の信用格付又は信用評価の方法の具体的な内容に関与しないよう配慮するものとする（第 325 条）。

(6) 無登録業者による格付を利用した勧誘（法律の公布から 1 年半以内の施行）

① 投資者保護に欠けるおそれが少ないと認められる信用格付として、資産証券化商品の原資産の信用状態に関する評価を対象とする信用格付等を規定する（第 116 条の 2）。

② 信用格付業者の登録の意義その他の事項として、以下を規定する（第 116 条の 3）。

- ・信用格付を付与した者に関する事項
- ・信用格付を付与するために用いられた方針及び方法の概要
- ・信用格付の前提、意義及び限界 等

## 2. 金融ADR制度の導入

(1) 金融商品取引業等業務に関する苦情処理措置・紛争解決措置（法律の公布から1年半以内の施行）

指定紛争解決機関が存在しない場合に金融商品取引業者等が講じなければならない苦情処理措置・紛争解決措置として、以下のものを定めることとする（第115条の2）。

### ① 苦情処理措置

○ 業務を公正・的確に遂行するに足りる業務運営体制・社内規則を整備し、これらを公表すること。

又は、

○ 以下のいずれかにより、金融商品取引業等業務関連苦情の処理を図ること。

- ・ 金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体が行う苦情の解決
- ・ 国民生活センター又は消費生活センターのあっせん
- ・ 他の業法上の指定紛争解決機関が実施する苦情を処理する手続 等

### ② 紛争解決措置

以下のいずれかにより、金融商品取引業等業務関連紛争の解決を図ること。

- ・ 金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体のあっせん
- ・ 弁護士会の仲裁センターにおけるあっせん又は仲裁手続
- ・ 国民生活センター又は消費生活センターのあっせん又は合意による解決
- ・ 金融商品取引業等業務の種別に応じた指定紛争解決機関又は他の業法上の指定紛争解決機関が実施する紛争の解決を図る手続 等

(2) 損失補てんの例外である事故の確認を要しない場合

損失補てんの例外である事故の確認を要しない場合として、指定紛争解決機関の紛争解決手続による和解が成立している場合を追加する（第119条、第277条）

(3) その他（法律の公布から1年半以内の施行）

契約締結前交付書面、事業報告書及び説明書類の記載事項について、指定紛争解決機関が存在する場合には当該機関の商号又は名称、指定紛争解決機関が存在しない場合には各事業者が講じなければならない苦情処理措置・紛争解決措置の内容を追加する。また、登録申請書の記載事項に指定紛争解決機関が存在する場合には当該機関の商号又は名称を、業務の内容及び方法に指定紛争解決機関が存在しない場合の各事業者が講じる苦情処理措置・紛争解決措置の内容を追加する（第7条、第8条、第44条、第45条、第82条、第174条、別紙様式第1号、第9号、第12号、第16号）。（契約締結前交付書面の記載事項に追加する部分については1年の経過措置を設ける。）

## 3. 特定投資家（プロ）と一般投資家（アマ）の移行手続きの見直し

(1) アマからプロへの申出をした特定投資家以外の顧客である法人及び個人が同意を行う書面の記載事項に、「いつでもアマに戻れる」旨を規定（第59条、第64条）。

(2) アマからプロへ移行した法人及び個人が、プロの更新を申し出ることができる期間を期限日の1か月前以降とする旨を規定（第60条、第64条の2）。

#### 4. 有価証券店頭デリバティブ取引への分別管理義務の導入

分別管理義務の対象外となる取引として、第一種金融商品取引業者・登録金融機関（銀行等）・適格機関投資家（有価証券残高10億円以上の法人等）・資本金10億以上の株式会社等を相手方とする取引を規定（第137条の2）。

#### 5. 有価証券店頭デリバティブ取引への証拠金規制の導入（施行日は、内閣府令の公布日から概ね1年後。）

個人を相手方とする有価証券店頭デリバティブ取引について、対象資産ごとに下記の証拠金（対想定元本）の預託を受けずに業者が取引を行うことを禁止（第117条）。

- ・ 個別株 20%以上（＝レバレッジ5倍以下）
- ・ 株価指数 10%以上（＝ " 10倍以下）
- ・ 債券 2%以上（＝ " 50倍以下）

### II 金融商品取引所等に関する内閣府令の一部改正

金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れに伴い、認可申請に係る以下の規定を整備する。

- ① 金融商品取引所の兼業業務及び子会社保有に係る認可申請書類について、「その他参考となるべき事項を記載した書類」を追加するとともに、子会社保有に係る認可について、予備審査を求めることを可能とする（第9条の2、第9条の3、第10条、第10条の2）。
- ② 金融商品取引所持株会社の子会社保有に係る認可申請書類について、「金融商品取引所持株会社が行う子会社（当該認可に係る子会社となる会社を含む。）の経営管理に係る体制を記載した書類」、「その他参考となるべき事項を記載した書類」を追加する（第61条）。

### Ⅲ 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正

#### 1. 信用格付の範囲

信用格付の範囲を以下のように規定する（第24条）。

- (1) 金融商品又は法人に類するものとして、法人でない団体、事業者である個人、法人又は個人の集合体及び信託財産を規定する。
- (2) 記号又は数字に類するものとして、順序を示す簡易な文章又は文字を規定する。
- (3) 主として信用評価以外の事項を勘案して定められる等級を規定する。

#### 2. 信用格付業から除かれる行為

行為の相手方の範囲その他行為の態様に照らして投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして、以下のように規定する（第25条）。

- (1) 格付関係者その他の者の要求に基づき信用格付を付与し、かつ、当該信用格付を当該格付関係者その他の者に対してのみ提供する行為
- (2) 法人（中小企業者であって、監査証明を受けなければならない者以外の者その他これに類するものとしてあらかじめ定めて公表された範囲に属するものに限る。）の信用状態に関する評価として、主として当該法人の信用状態に関する客観的な指標に基づきあらかじめ定められた計算方法により算定した結果について、記号又は数字を用いて表示した等級を提供し、又は閲覧に供する行為

### Ⅳ 銀行法施行規則の一部改正

#### 1. 金融ADR制度の導入

- (1) 銀行業務に関する苦情処理措置・紛争解決措置（法律の公布から1年半以内の施行）

指定紛争解決機関が存在しない場合に銀行が講じなければならない苦情処理措置・紛争解決措置として、以下のものを定めることとする（第13条の8）。

##### ① 苦情処理措置

- 業務を公正・的確に遂行するに足りる業務運営体制・社内規則を整備し、これらを公表すること。

又は、

- 以下のいずれかにより、銀行業務関連苦情の処理を図ること。
  - ・金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体が行う苦情の解決
  - ・国民生活センター又は消費生活センターのあっせん
  - ・他の業法上の指定紛争解決機関が実施する苦情を処理する手続 等

##### ② 紛争解決措置

以下のいずれかにより、銀行業務関連紛争の解決を図ること。

- ・ 金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体のあっせん
- ・ 弁護士会の仲裁センターにおけるあっせん又は仲裁手続
- ・ 国民生活センター又は消費生活センターのあっせん又は合意による解決
- ・ 他の業法上の指定紛争解決機関が実施する紛争の解決を図る手続 等

(2) 紛争解決機関の指定申請手続

① 銀行に対する意見聴取等

銀行に対する意見聴取は、以下に定めるところにより、説明会を開催することとする（第34条の66）。

- ・ 説明会の開催日時・場所は、すべての銀行の参集の便を考慮すること。
- ・ 申請をしようとする者は、すべての銀行に対し、説明会の開催日の2週間前までに、説明会の開催日時・場所、異議の有無等を記載した意見書の提出等を記載した書面及び業務規程を送付すること。

② 指定の申請

指定申請書は、業務規程等の送付日から3か月以内に提出しなければならないこととする（第34条の67）。

(3) 指定紛争解決機関の業務

① 手続実施基本契約の内容

手続実施基本契約の内容として、指定紛争解決機関は、当事者である加入銀行の顧客の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該銀行に対して、その義務の履行を勧告できることとする（第34条の70）。

② 紛争解決委員

以下に掲げる者が紛争解決委員になることを可能とする（第34条の74）。

- ・ 弁護士・法律学に関する教授等に通算5年以上従事した者
- ・ 消費生活専門相談員等として消費生活相談に5年以上従事した者
- ・ 公認会計士・経済学に関する教授等に通算して5年以上従事した者
- ・ 苦情処理業務を行う法人において顧客保護の業務に通算10年以上従事した者等

(4) その他

- ① 預金者等に対する情報提供、社内規則等の内容及び契約締結前交付書面の記載事項について、指定紛争解決機関が存在する場合には当該機関の商号又は名称、指定紛争解決機関が存在しない場合には銀行が講じなければならない苦情処理措置・紛争解決措置の内容を追加する（第13条の3、第13条の7、第14条の11の27、第34条の49、第34条の53の12）。（法律の公布から1年半以内の施行。契約締結前交付書面の記載事項に追加する部分については1年の経過措置を設け

る。)

- ② その他所要の規定の整備を行うこととする。

## 2. 特定投資家（プロ）と一般投資家（アマ）の移行手続きの見直し

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 58 号）の施行に伴い、特定投資家から一般投資家への移行手続きの見直し等、所要の規定の整備を行う。

V 証券金融会社に関する内閣府令、無尽業法施行細則、長期信用銀行法施行規則、信用金庫法施行規則、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則、貸金業法施行規則、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令、保険業法施行規則、信託業法施行規則、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等を廃止する内閣府令附則第 2 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第 2 号の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律施行規則、協同組合による金融事業に関する法律施行規則、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則、資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令、特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令及び内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正

金融 A D R 制度の導入等について、金融商品取引業等に関する内閣府令の改正に準じて、所要の規定の整備を行う。